



埼玉県報

第 2 5 0 0 号
平成 2 5 年 6 月 1 4 日
金 曜 日

目 次

告示

- [庁外クラウドシステムの賃貸借に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [上里土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道中新田入間川線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道加藤平沼線の区域変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度6月・7月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院財務システム開発業務委託の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [平成25年度における教科書展示会\(義務教育指導課\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(南第14区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(北第1区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第5号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第6号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百四十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

庁外クラウドシステムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年12月1日(日)から平成30年11月30日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のいずれかでA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 篠沢、新井 電話048-830-2284
(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月25日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月24日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月25日（木）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成25年7月25日（木）午前11時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年7月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年6月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of cloud servers for system servers integration and collocation service.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: by 5:00 p.m., July 24, 2013

By the electronic bidding system or in person: by 11:00 a.m.,
July 25, 2013

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いきいきネット
- 三 代表者の氏名
海瀬 正一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市彦成三丁目七番九 一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者等が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、「ほっとサロン・いきいき」を中心に各種機関やさまざまな個人・法人と連携を図りながら、高齢者の見守り・ふれあい活動を通じて、孤立化、引きこもり等を予防するための福祉サービスを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのり

三 代表者の氏名

古嶋 美代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市下大崎二百九十四番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、白岡町及びその近隣に生活している障害のある人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな支援をおこなうことよって福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、白岡市及びその近隣に生活している障害のある人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな支援をおこなうことよって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ベアリスランニングクラブ
- 三 代表者の氏名
山西 哲郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市万吉千七百番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、スポーツ実践の指導・リーダー養成・ウォーキングやランニングを通じた地域及び立正大学との連携推進・健康づくり教室・スポーツ大会の企画・運営等の事業を行い、ウォーキングやランニング活動によるスポーツ振興とランニング文化の発展、さらには大学と市民との交流推進や地域の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量11,600,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F - P o w e r 東京都品川区東五反田5丁目11番1号
- 5 落札金額
218,240,772円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年4月12日

告 示

埼玉県告示第八百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会
- 三 代表者の氏名
石 川 恵 輪
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目二百五番地新井ビル三百三号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県民に対し、循環型社会づくりのための諸活動を行い、地球環境保全に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フードオアシスオータニ幸手店

埼玉県幸手市東四丁目十四番地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社オータニ 代表取締役 大谷章

栃木県宇都宮市平出工業団地三十七番三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社オータニ 代表取締役 大谷章

栃木県宇都宮市平出工業団地三十七番三

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年二月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百八十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成二十五年六月五日

二 縦覧期間

平成二十五年六月十四日から平成二十五年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十四日から平成二十五年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	内山英明	同 同 堤六百三十五番地
同	岩田義典	同 同 金久保千七百十七番地一
同	金井佐一	同 同 嘉美五百十二番地
同	岩田好雄	同 同 勅使河原千五百八十番地一
同	小暮義行	同 同 同 千三百五十四番地一
同	杉山修	同 同 同 帯刀二百二十六番地六
同	伊藤正實	同 同 同 大御堂五百八十三番地三
同	神尾定良	同 同 同 堤二十九番地
同	松本保夫	同 同 同 三町五百七十八番地一
同	高橋紘一	同 同 同 七本木千九百七十一番地
同	塚本武夫	同 同 同 同 五千六百六十一番地
同	内田一	同 同 同 神保原町千三百三十二番地一
同	松下高雄	同 同 同 八町河原二千五百七十三番地二
同	福田巳春	同 同 同 同 忍保千百六十八番地
同	佐藤三男	同 同 同 同 七本木三千二十四番地
同	浅見孝雄	同 同 同 本庄市今井千百十一番地
同	宇田川良重	同 同 同 新井七十六番地
監事	松下守	同 同 同 児玉郡上里町大字八町河原二千六百十二番地
同	堀込喜一	同 同 同 同 大御堂二十五番地
同	金井弘	同 同 同 同 嘉美五百二十番地
同	齋藤良平	同 同 同 同 勅使河原六百二十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 九 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡小川町大字韮負字乙長谷一三八八 一他十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三六九五・一立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

戸田市から戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十号

戸田市から戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

戸田市から戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

戸田市から戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅井 義明

一 道路の種類 県道

二 路線名 中新田入間川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 同市狭山七六一番二地先ま	狭山市大字東三ツ木字天ノ 方二四二番二地先から	区 間
九・〇〇〇	九・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九・〇〇〇	七八二・〇〇〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一番一地先まで</p>	<p>吉川市大字加藤字後六六一番四 地先から同市大字加藤字後六六</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・五〇 一八・〇〇</p>	<p>一〇・〇〇 一四・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年六月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年六月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	二 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 五 年 五 月 三 十 一 日
指 定 道 路 の 位 置	埼 玉 県 飯 能 市 川 寺 四 百 六 十 一 ノ 丁 四 百 九 十 三 ノ 十 三
指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メートル)	四 十 一 ・ 九 〇 メートル
指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)	四 ・ 〇 〇 メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年六月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	四号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年五月 三十一日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県飯能市双柳九百五十ノ一〜九百五十ノ二 埼玉県飯能市双柳八百七十九ノ一〜八百八十四ノ十三 埼玉県飯能市双柳八百八十四ノ五〜八百八十四ノ十三 埼玉県飯能市双柳八百八十四ノ六〜八百八十四ノ八 埼玉県飯能市双柳九百十三ノ一〜九百十三ノ一 埼玉県飯能市双柳九百十五ノ五〜九百十六ノ三
指定道路の延長 (単位メートル)	十六・〇〇メートル 二十五・八〇メートル 十六・二〇メートル 二十五・八〇メートル 四十一・〇〇メートル 三十六・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 六・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年五月十日

指令越建セ第二三〇〇七一二号

二 検査済証番号

平成二十五年六月十日

越建セ第九二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百二十八番一、四千百二十九番一、四千百三十番一、四千百三十一番、四千百三十二番、四千百三十三番一、四千百三十四番一、四千百三十七番一（第二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上高野千九百九番地

株式会社三邑商事 代表取締役 山本 浩一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月三日

指令越建セ第二四〇〇七五一号

二 検査済証番号

平成二十五年六月一日

越建セ第一一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松字丑発六百三十九番十、六百四十一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市内牧三千百十九番地一 県営春日部内牧団地二〇五号

木村 昌博

告 示

埼玉県病院事業告示第四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 394,900リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 25 年 5 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社

茨城県筑西市一本松 1755 番地 2

5 落札金額

31,015,446 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 4 月 16 日

告 示

埼玉県病院事業告示第四十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 調達する役務の件名

埼玉県病院財務システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県病院局経営管理課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

- (6) 地方公営企業法に基づく病院事業の財務会計システム開発の経験を有すること。導入を予定しているWeb形態の公営企業会計システムについて、構築中も含めて10団体以上の導入実績を有し、現在も複数の団体で稼働していること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 経営企画・財務担当 片柳、金垣

電話048-830-5982 ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

平成25年7月18日(木)から平成25年7月25日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成25年7月18日(木)から平成25年7月24日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年7月25日(木)午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年6月24日（月）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年6月20日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒

330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775

(直通)) へ提出すること。

(9) 手続における交渉の有無

無

(10) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Development of the Financial System for Prefectural Hospitals

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 25, 2013 (bidding by registered mail must be received by
5:00 p.m., July 24, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Bureau of Prefectural Hospitals,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-0063

Tel. 048-830-5982

告示

埼玉県教委告示第二十六号

平成二十五年度における教科書展示会を次のとおり開催する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県教育委員会委員長 清水 松代

一 期間

平成二十五年六月十四日（金）から十四日間

二 会場

展示会場名・所在地	展示見本
埼玉県立総合教育センター 行田市富士見町二丁目二十四番地	小・中・高・附則九条本
埼玉県立浦和図書館 さいたま市浦和区高砂三丁目一番二十二号	小・中・高・附則九条本
さいたま市立教育研究所 さいたま市浦和区岸町六丁目十三番十五号	小・中・高
さいたま市立大宮小学校 さいたま市大宮区大門町三丁目三番地	小・中・高
川口市立教育研究所芝園分室 川口市芝園町三番十七号	小・中
戸田市立教育センター 戸田市上戸田一丁目十九番十四号	小・中
北本市立西中学校 北本市石戸九丁目二百十番地	小・中

幸手市立さかえ小学校	春日部市立春日部中学校 春日部市粕壁四丁目四番十五号	羽生市立羽生北小学校 羽生市北二丁目一番一号	深谷市立教育研究所 深谷市本住町十二番八号	熊谷市立熊谷西小学校 熊谷市中央一丁目一番地	本庄市立図書館 本庄市千代田四丁目一番九号	秩父地方庁舎 秩父市東町二十九番二十号	東松山市立松山第一小学校 東松山市松葉町一丁目一番十六号	飯能市立飯能第一小学校 飯能市山手町十三番八号	所沢市立教育センター 所沢市けやき台二丁目四十四番地の二	坂戸市立北坂戸小学校 坂戸市伊豆の山町十七番地一	川越市立教育センター 川越市大字古谷上六千八十三番地十
小・中	小・中・高	小・中	小・中	小・中・高	小・中	小・中・高	小・中	小・中・高	小・中	小・中	小・中・高・附則九条本

幸手市栄二番九十号	越谷市教育センター 越谷市増林三丁目四番地一	三郷市立瑞沼市民センター 三郷市上彦名八百七十番地
	小・中	小・中

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年4月14日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（南第14区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

11,860,800 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岡地 優	所属党派	桶川・伊奈の明日を考える会	期間	2月10日から 第1回分 4月22日まで
出納責任者氏名	細谷 良作				

収入			支出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
岡地優後援会		1,720,232 円	人件費	1,080,000 円
			家屋費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集合会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	865,225 円
			広告費	449,400 円
			文具費	26,960 円
			食糧費	104,547 円
			休泊費	0 円
			雑費	0 円
その他の寄附		0 円		
その他の収入		0 円		
今回計		1,720,232 円	今回計	2,526,132 円
総計		1,720,232 円	総計	2,526,132 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	805,900 円
	計	805,900 円

報告書受理年月日	平成25年4月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	松本 文	所属党派	GOING TO 県議会	期間	3月21日から 第1回分 4月22日まで
出納責任者氏名	池田 亜佐子				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
服部 杏子	会社員	15,000 円
大平 正巳	会社員	10,000 円
高柳 光男	無 職	35,000 円
村谷 顕一郎	無 職	10,000 円
小橋 太郎	会社役員	12,000 円
町田 俊宏	会社員	40,000 円
藤原 里矢子	介護士	10,000 円

支出

人件費	316,500 円
家屋費	40,851 円
選挙事務所費	40,851 円
集合会場費	0 円
通信費	120 円
交通費	20,500 円
印刷費	627,600 円
広告費	180,726 円
文具費	7,294 円
食糧費	44,718 円
休泊費	0 円
雑費	6,294 円

その他の寄附	3件	25,000 円
その他の収入		487,603 円
今回計		644,603 円
総計		644,603 円

今回計	1,244,603 円
総計	1,244,603 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	600,000 円
	計	600,000 円

報告書受理年月日	平成25年4月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	宮永 照彦	所属党派	無所属	期間	4月5日から 第1回分 4月13日まで
出納責任者氏名	宮永 照彦				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	0 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	0 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

その他の寄附

その他の収入

今回計 0 円 今回計 0 円

総計 0 円 総計 0 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成25年4月18日	第1回報告分
----------	------------	--------

告 示

埼玉県選管告示第六十二号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年4月21日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（北第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,488,200 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小櫃 市郎	所属党派	無所属	期間	4月1日から 第1回分 4月30日まで
出納責任者氏名	齋藤 武志				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	695,000 円
家屋費	2,002,350 円
選挙事務所費	2,002,350 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	901,750 円
広告費	569,250 円
文具費	23,489 円
食糧費	124,236 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

その他の収入 3,493,075 円

今回計 3,493,075 円

総計 3,493,075 円

今回計 4,316,075 円

総計 4,316,075 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	823,000 円
	計	823,000 円

報告書受理年月日	平成25年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	新井 豪	所属党派	無所属	期間	2月25日から 第1回分 4月30日まで
出納責任者氏名	新井 猛				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
浅賀 克彦	会社経営	45,000 円
羽山 幸男	無職	45,000 円
石川 保行	無職	45,000 円
新井 理幸	会社員	45,000 円
井上 貞雄	飲食店経営	45,000 円
片山 誠二郎	薬局経営	45,000 円
大塚 誠吾	会社員	45,000 円
木村 茂	会社員	45,000 円
中 忠司	塗装業	45,000 円
井上 吉男	販売店経営	45,000 円
堀口 浩宣	建築業	45,000 円
新井 弥太郎	無職	45,000 円
根岸 信久	会社員	45,000 円
新船 泰男	葬祭業	45,000 円
荻野 周司	無職	45,000 円
吉崎 正明	無職	45,000 円
浅賀 義雄	商店経営	45,000 円
正田 裕幸	商店経営	45,000 円
関根 徳行	会社員	45,000 円
松浦 明	無職	45,000 円
山中 幸衛	神社勤務	45,000 円
新井 悦平	無職	45,000 円
黒沢 源作	無職	45,000 円
小林 稔	無職	45,000 円
木村 正義	電気工事業	45,000 円
新井 泰博	無職	45,000 円
濱中 正	会社員	45,000 円
万田 蘭喜	無職	45,000 円
落合 東亜子	無職	45,000 円
坂 泉	卸業	45,000 円
山口 秀子	無職	45,000 円
山口 忠次	無職	45,000 円
新井 貞子	無職	45,000 円
西村 耕一	会社役員	30,000 円
宮澤 勝男	団体役員	10,000 円
中屋敷 慎一	県議会議員	10,000 円

支出

人件費	1,923,500 円
家屋費	199,623 円
選挙事務所費	199,623 円
集合会場費	0 円
通信費	73,680 円
交通費	0 円
印刷費	1,063,440 円
広告費	387,597 円
文具費	0 円
食糧費	99,662 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

鈴木 正人	県議会議員	10,000	円		
藤澤 慎也	県議会議員	5,000	円		
菅原 文仁	県議会議員	10,000	円		
江野 幸一	県議会議員	10,000	円		
関根 憲一	無職	10,000	円		
荒船 洋資	会社役員	10,000	円		
本間 清人	会社役員	10,000	円		
今井 武蔵	無職	10,000	円		
吉田 信解	市長	10,000	円		
神田 崇	町議会議員	10,000	円		
舟橋 一浩	県議会議員	10,000	円		
小島 健一	県議会議員	10,000	円		
新井 安治	会社役員	10,000	円		
花柳 志寿代	邦楽家	10,000	円		
落合 芳樹	団体役員	10,000	円		
若野 幸一	無職	10,000	円		
逸見 英明	会社役員	10,000	円		
井上 航	県議会議員	5,000	円		
茂木 恵美子	無職	10,000	円		
増田 和宏	会社員	10,000	円		
峯岸 克明	町議会議員	10,000	円		
岩田 和平	無職	10,000	円		
新井 高広	商店経営	10,000	円		
笠原 義行	自動車整備業	10,000	円		
大嶋 和浩	市議会議員	10,000	円		
高橋 正樹	会社経営	10,000	円		
小泉 貴之	商店経営	10,000	円		
松浦 芳子	区議会議員	5,000	円		
新井 利雄	無職	10,000	円		
丸岡 只一	設計業	20,000	円		
その他の収入		1,041,830	円		
今回計		2,871,830	円	今回計	3,747,502 円
総計		2,871,830	円	総計	3,747,502 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	875,672 円
	計	875,672 円

報告書受理年月日	平成25年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

告示

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十五年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 仁愛会 東埼玉病院	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目五百八十八番地
病院	医療法人 三慶会 指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字平方領領家九百八十三番地
病院	医療法人社団 明芳会 イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百六十六番地一

告示

埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	埼玉県幸手市大字吉野五百十七番五
病院	医療法人 三慶会 指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一
病院	医療法人社団 明芳会 イムス三芳総合病院	埼玉県人間郡三芳町大字藤久保九百七十四番地三

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号（平成二十五年五月十日第二千四百九十号）中訂正

ページ 表中
二 区間

誤

旧新 A 久喜市下早見字内谷一八一五番一地从り同市下早見字内谷一六四九番一地从り

正

旧新 A 久喜市下早見字内谷一八一五番一地从り同市下早見字大谷一六四九番一地从り

ページ 表中
二 区間

誤

旧 B 久喜市下早見字内谷一八一〇番四地从り同市下早見字内谷一六五三番一地从り

正

旧 B 久喜市下早見字内谷一八一〇番四地从り同市下早見字大谷一六五三番一地从り

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号（平成二十五年五月十日第二千四百九十号）中訂正

ページ 表中
二 区間

誤
久喜市下早見字内谷一八一五番一地先から同市下早見字内谷一六四九番一地先ま
で

正
久喜市下早見字内谷一八一五番一地先から同市下早見字大谷一六四九番一地先ま
で